

3万円分のタクシー
利用券を交付します！

六ヶ所村子育て応援 タクシー利用券助成事業

SUPPORT BY TAXI
いつでも安心子育て



目的

六ヶ所村に居住する妊婦及び子どもの保護者の冬季移動の際に、雪道運転の精神的負担及び経済的負担の軽減を図り、安心して子育てをおこなえるよう、タクシーでの移動をする際に使用できる利用券を助成します。

対象者

六ヶ所村の住民基本台帳に記録され、村税及び料等に滞納がない、いずれかの方です。

- ①母子健康手帳の交付を受けた妊婦
- ②平成31年4月2日以降に生まれた3歳以下の子どもの保護者

タクシー利用券について

- ・3万円相当分のタクシー利用券を申請時に交付します。
- ・利用券は、令和4年11月14日(月)から令和5年3月13日(月)まで使用可能です。
- ・使用できる用途は、以下のとおりです。
 - ①医療機関に通院及び入院、退院をするとき
 - ②村内の公共施設を利用するとき
 - ③村内の商業施設を利用するとき
 - ④村内の育児イベントに参加するとき
- ・利用券は、対象者の他に「対象者から委任された者」も1名まで使用可能です。
- ・タクシー利用券を使用できる事業者は、利用券裏に記載されている村と協定を結んだ事業者のみです。
- ・利用券を使用する際は、タクシー運転手に身分を証明できるものを見せて下さい。
- ・タクシー利用券の使用目的が妊婦健診である場合は、六ヶ所村妊婦健康診査交通費給付事業助成の重複利用は不可とします。

申請について

- ・申請手続きは、六ヶ所村役場政策推進課の窓口でお願いします。(窓口時間：8：15～16：30)
- ・申請書は窓口に設置しています。または、HPからのダウンロードも可能です。
- ・申請時は、印鑑及び対象者の身分を証明できるものを持参下さい。また、妊婦の方は母子健康手帳の持参もお願いします。
- ・対象者ご本人による窓口申請をお願いいたします。(その場で対象者へ利用券を交付するためです。)



【申請受付期間】 令和4年11月7日(月) から令和5年3月6日(月) まで

問い合わせ：六ヶ所村役場 政策推進課 (0175-72-8180)